

輸入車登録規定

(車輛登録)

システムに輸入車を登録する場合は、以下要領にて登録すること。

- ・認定型式(型式) 排ガス記号付きの型式。 (例)E-124028 E-1H2E
- ・車台番号 17桁のVINコードを入力する。但し車検証記載のハイフン・スペースは除く。
- ・グレード グレードの入力の後にハンドル位置をⓈ・Ⓣ記号にて入力する。
- ・エンジン型式 車検証記載の型式を優先して入力する。

並行輸入車等で認定型式に排ガス記号が無い場合は車検証記載と同じ形式にて入力する。
各入力事項が不明な場合は未入力でも可とするが、通称型式・車台番号の17桁のVINコードは必須入力事項とする。

(部品登録)

部品詳細画面において、部品詳細を登録する際は以下の要領にて登録すること。

部品番号・現品打刻番号のハイフン及びスペースは除き全て左詰めにて入力する。

例) 現品 124 820 01 01

入力 1248200101

画像、資料が少ない輸入車の部品には出来るだけ多くの画像を登録する。全体の画像や損傷部分と品番部分の画像、コーションラベルの各1枚ずつを推奨する。

会員間の登録部品の問い合わせは従来通りの「受発注規定」に従い行うこと。

作成2021年7月1日